

附則（昭和一四年一二月二八日司法省）

附錄樣式

ゲズ
本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ存スル用紙ニ限り本令ニ依
ル改正ニ拘ラズ当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ妨

附則（昭和二五年六月三日司法省令第三七号）

本令ハ昭和十五年六月十日ヨリニテ施行ス
本令施行前調製シタル謄本抄本交付帳ノ保存
期間ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

（昭和十五年法律第六百六号施行ノ日ヨリ
第四号）

本令ノ時利十五年三月廿日施行ス

附則（昭和一七年五月一日司法省令第三六号）

附則（昭和二四年六月一日法務府令第
不令ハ昭和十七年五月四日ヨリ之ヲ施行ス

二の司令は、公石の日はつ施行する。
八号)

この府令は公布の日から施行する
この府令施行の際現に存する帳簿又は用紙に

限り、この府令施行後でも、なお使用することができる。

従前の規定による抗告書類綴込帳、評価事件簿及び評価書類綴込帳は、この命令施行後で

も、なお従前の例により保存しなければならぬ。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の

整理等に関する法律（昭和二十四年法律第百三十七号）附則第七項の抗告に関する書類は、前

項の抗告書類綴込帳に編綴しなければならぬ。

従前の規定による帳簿で、この府令の規定により記入せらるゝは、去務局又は地方去務局

より廃止されたものは、沿務局又は地方沿務局の長の許可を得て廃棄することができる。但し、登記簿は、なお当分の間保存しなければならない。

自動車交通事業財團登記簿

紙数表紙ヲ除キ
枚

		号	第	章	节
〔接 有 丙〕区 甲		〔示 黄 团 财〕部 题 丙			
事	项	真 示 案			
事	项	真	示	案	案
事	项	真	示	案	案
事	项	真	示	案	案
事	项	真	示	案	案

(推 当 拒)区			
			乙 審閱 單位
			甲 項 欄
			審閱 單位
			甲 項 欄
			審閱 單位
		丁	甲 項 欄